

岡山県公報

岡山県
発行



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

[illegible]

◎岡山県告示第二百七十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社岡山村田製作所

住 所 瀬戸内市邑久町福元77

氏 名 代表取締役社長 中島 規巳

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社岡山村田製作所

所在地 瀬戸内市邑久町福元77

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(A W 1)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(A S 1)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(A T 1)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(A V 1)		63－ホ 廃ガス洗浄施設(A U)	
能 力		75.6m ³ ／日		2.0m ³ ／日		28.0m ³ ／日		26.1m ³ ／日		100m ³ ／分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後1週間		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚 水等の汚染状態 の通常値及び 最大の値並びに 当該汚水等の通常 の量及び最大の 量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	52.9	75.6	1.2	2.0	15.0	28.0	18.3	26.1	3.5	4.5
	p H	3～5	3～5	同左		3～5	3～5	9～11	9～11	6～6.5	6～6.5
	B O D (mg／L)	930	1,050			0.6以下	6	50	63	<3	3
	C O D (mg／L)	1,300	1,450			1.0以下	6	100	125	<5	5
	S S (mg／L)	33	40			<15	15	65	81.3	<5	5
	油 分 (mg／L)	0.5以下	0.5			0.5以下	5	9	11.3	－	－
	T－N (mg／L)	520	580			<10	10	1	1.3	－	－
	T－P (mg／L)	0.02以下	0.02			<0.02	0.2	0.4	0.5	－	－
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－			－	－	同左		同左	
	C u (mg／L)	－	－			<3	3	－	－		
	F e (mg／L)	－	－			<2	2	－	－		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	100以下	100			<1	1	－	－		

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用水域に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

区	分	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（B）		同左	
能	力	0.5m ³ ／日		0.6m ³ ／日		0.5m ³ ／日		0.6m ³ ／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		工事着手後1週間		—		工事着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		工事完成後1週間		—		工事完成後1週間	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.5	0.5	0.5 0.1	0.5 0.1	0.5	0.5	0.5 0.1	0.5 0.1
	p H	3～5	3～5	3～5 <13.5	3～5 <13.5	3～5	3～5	3～5 <13.5	3～5 <13.5
	B O D（mg／L）	930	1,050	930 <10	1,050 10	930	1,050	930 <10	1,050 10
	C O D（mg／L）	1,300	1,450	1,300 <100	1,450 100	1,300	1,450	1,300 <100	1,450 100
	S S（mg／L）	33	40	33 <10	40 10	33	40	33 <10	40 10
	油 分（mg／L）	0.5以下	0.5	0.5以下 <0.5	0.5 0.5	0.5以下	0.5	0.5以下 <0.5	0.5 0.5
	T－N（mg／L）	520	580	520 <1	580 1	520	580	520 <1	580 1
	T－P（mg／L）	0.02以下	0.02	0.02以下 <0.1	0.02 0.1	0.02以下	0.02	0.02以下 <0.1	0.02 0.1
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	—	—	同左		同左		同左	
	C u（mg／L）	—	—						
	F e（mg／L）	—	—						
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	—	—	— <0.5	— 0.5	—	—	— <0.5	— 0.5

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用水域に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（C 1）	同左		72 し尿処理施設（A）		同左			
能 力	0.5m ³ ／日	0.6m ³ ／日		130m ³ ／日		200m ³ ／日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	－	許可後直ちに		－		許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	－	工事着手後 1 週間		－		工事着手後 1 週間			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	－	工事完成后 1 週間		－		工事完成后 1 週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.5	0.5	0.5 0.1	0.5 0.1	104	130	160	200
	p H	3～5	3～5	3～5 ＜13.5	3～5 ＜13.5	6～8.5	6～8.5	同左	
	B O D（mg／L）	930	1,050	930 ＜10	1,050 10	12	20		
	C O D（mg／L）	1,300	1,450	1,300 ＜100	1,450 100	12	20		
	S S（mg／L）	33	40	33 ＜10	40 10	14	20		
	油 分（mg／L）	0.5以下	0.5	0.5以下 ＜0.5	0.5 0.5	－	－		
	T－N（mg／L）	520	580	520 ＜1	580 1	12	14		
	T－P（mg／L）	0.02以下	0.02	0.02以下 ＜0.1	0.02 0.1	1.4	2		
	大腸菌群数（個／cm ³ ）	－	－	同左		同左		3,000以下	3,000
	C u（mg／L）	－	－					－	－
	F e（mg／L）	－	－					－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）		－	－	－ ＜0.5	－ 0.5	－	－	同左

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用水域に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		N o . 2 工 程 排 水 処 理 施 設				同 左			
種 類 及 び 型 式		工 程 排 水 処 理				同 左			
構 造		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト , S S				同 左			
主 要 寸 法		W 17, 400 m m × L 14, 600 m m × H 6, 200 m m				同 左			
能 力		792m ³ ／日				同 左			
処 理 の 方 法		N o . 1 凝 集 沈 殿 , N o . 2 凝 集 沈 殿 , p H 調 整 , バ イ オ マ イ テ ィ ー , 砂 ろ 過				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許 可 後 直 ち に			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工 事 着 手 後 1 週 間			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工 事 完 成 後 1 週 間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前後の汚水等の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常値及び最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	412	481.6	412	481.6	454.9	549.2	454.9	549.2
	p H	6～9	6～9	6～8.5	6～8.5	同 左			
	B O D (mg／L)	20	20	12	20				
	C O D (mg／L)	20	20	12	20				
	S S (mg／L)	250	250	14	20				
	油 分 (mg／L)	5	5	5	5				
	T－N (mg／L)	10	10	8	10				
	T－P (mg／L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg／L)	10	10	0.1以下	0.1				
	C r ⁶⁺ (mg／L)	0.05	0.05	0.05以下	0.05				
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－	－	－				
	ふっ素 (mg／L)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg／L)	0.4	4	0.4	4				
	C u (mg／L)	－	－	－	－	2	3	2以下	3以下
	F e (mg／L)	－	－	－	－	2	2	2以下	2以下
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg／L)	10	10	8	10	同 左			

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		N o . 4 工 程 排 水 処 理 施 設				同 左			
種 類 及 び 型 式		工 程 排 水 処 理				同 左			
構 造		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト				同 左			
主 要 寸 法		W18,500mm×L15,200mm×H6,000mm				同 左			
能 力		1,500m ³ /日				同 左			
処 理 の 方 法		凝 集 沈 殿 , p H 調 整				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許 可 後 直 ち に			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工 事 着 手 後 1 週 間			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工 事 完 成 後 1 週 間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同 左			
使用時における当該汚水等の処理前後の汚染物質及びその最大値並びに通常値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	465.1	663.8	465.1	663.8	536.3	765.5	536.3	765.5
	p H	6～9	6～9	6～8.1	6～8.1	同 左			
	B O D (mg/L)	20	20	9	14				
	C O D (mg/L)	32	32	9	14				
	S S (mg/L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T－N (mg/L)	14	14	12	14				
	T－P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	C r ⁶⁺ (mg/L)	－	－	－	－				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	－	－	－				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	C u (mg/L)	－	－	－	－				
	F e (mg/L)	－	－	－	－	2	2	2以下	2以下
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14	同 左			

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		し尿処理施設A				同左			
種 類 及 び 型 式		合併式				同左			
構 造		鉄筋コンクリート				同左			
主 要 寸 法		W13,000mm×L9,000mm×H5,400mm				同左			
能 力		130m ³ /日				200m ³ /日			
処 理 の 方 法		凝集剤直接添加，間欠ばっ気活性汚泥処理方式				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				工事着手後6箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				工事完成後1週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理前後の汚染物質及び通常の汚水の最大値及び通常の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	104	130	104	130	160	200	160	200
	p H	6～10	6～10	6～8.5	6～8.5	同左			
	B O D (mg/L)	420以下	420	12	20				
	C O D (mg/L)	140以下	140	12	20				
	S S (mg/L)	240以下	240	14	20				
	油 分 (mg/L)	－	－	－	－				
	T－N (mg/L)	100以下	100	12	14				
	T－P (mg/L)	9.2以下	9.2	1.4	2				
	P b (mg/L)	－	－	－	－				
	C r ⁶⁺ (mg/L)	－	－	－	－				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	－	－	－	－	無数	無数	3,000以下	3,000
	ふっ素 (mg/L)	－	－	－	－	同左			
	ほう素 (mg/L)	－	－	－	－				
	C u (mg/L)	－	－	－	－				
	F e (mg/L)	－	－	－	－				
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	－	－	－	－				

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	3,460.0	4,372.4	3,630.1	4,611.7
pH	6～8.5	6～8.5	同左	
BOD (mg/L)	7	9		
COD (mg/L)	7	9		
SS (mg/L)	12	20		
油分 (mg/L)	1	7		
T-N (mg/L)	9	14		
T-P (mg/L)	0.9	1.5		
Pb (mg/L)	0.1以下	0.1以下		
Cr ⁶⁺ (mg/L)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/L)	0.01以下	0.01以下		
Cu (mg/L)	0.3以下	0.3以下		
Fe (mg/L)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/L)	2以下	5		
ほう素 (mg/L)	0.2	2		
大腸菌群数 (個/cm ³)	－	－	3,000以下	3,000
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3.0	10.0	同左	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年4月27日から平成30年5月18日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年四月二十七日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
藤原歯科医院	玉野市八浜町八浜645-1	H30. 1. 24
キシ薬局 久米店	津山市中北下1186-10	H30. 3. 31

◎岡山県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
株式会社アカイベリー	赤磐市五日市260-1	ベリーズホーム天神の森	赤磐市西窪田67	H30.2.28

◎岡山県告示第二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	藤原 英輔	玉野市八浜町八浜645-1	藤原歯科医院	玉野市八浜町八浜645-1	H30.1.24
居宅介護事業者	武用 光正	岡山市中区藤原66-4アルファ スパート藤原602	武用歯科医院	備前市香登本898	H30.3.5
介護予防事業者	武用 光正	岡山市中区藤原66-4アルファ スパート藤原602	武用歯科医院	備前市香登本898	H30.3.5
居宅介護事業者	有限会社キシ薬局	津山市上川原208-8	キシ薬局久米店	津山市中北下1186-10	H30.3.31
介護予防事業者	有限会社キシ薬局	津山市上川原208-8	キシ薬局久米店	津山市中北下1186-10	H30.3.31

◎岡山県告示第二百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施術所を開設している施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
甲本 章太朗	ほがらか鍼灸整骨院	津山市小原136-2	H30.2.7

◎岡山県告示第二百七十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
美咲町	美咲町役場柵原総合文化センタ " 美咲町役場旭総合支所 " 美咲町役場第二分庁舎 "	平成三十年 六月 " 四日 " 五日 " 六日 " 一〇三〇〇 一三三〇〇 一五〇〇〇 一〇三〇〇 一三三〇〇 一五〇〇〇
西粟倉村	いきいきふれあいセンター	" 十一日 一三三〇〇 一五〇〇〇
奈義町	奈義町役場 "	" 十二日 " 一〇三〇〇 一三三〇〇 一五〇〇〇
久米南町	中央公民館 "	" 十三日 " 一〇三〇〇 一三三〇〇 一五〇〇〇
美作市	美作市東粟倉総合支所	" 十四日 一〇三〇〇

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

[illegible]

◎岡山県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三七三号	英田郡西栗倉村大字影石字与右エ門田三四三番一地从先から 英田郡西栗倉村大字影石字与右エ門田四一九番一地从先まで	平成三十年 四月二十七日

〔二一五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ院庄店

所在地 津山市院庄字五反田一〇二九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二一六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ宇野店

所在地 玉野市宇野築港五丁目五九六七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二一七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ穂浪店

所在地 備前市穂浪字小柳二五四一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二一八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ美作店

所在地 美作市豊国原一〇一七番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二一九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ備前店

所在地 備前市伊部字出口一三七二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二二〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字西原三九〇番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二二一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ山陽店

所在地 赤磐市下市字南一三三番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二二二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ新早島店

所在地 都窪郡早島町前潟字三ノ割二五五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二二三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ矢掛店

所在地 小田郡矢掛町西川面四六八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二二四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ北房店

所在地 真庭市上水田五〇八三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二二五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ金光店

所在地 浅口市金光町大字占見新田五二一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二二六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中字森山後三四九八番三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二二七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ津山川崎店

所在地 津山市川崎字宗堂一三一番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

（変更後） 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

4 変更年月日

平成三十年二月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二二八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ笠岡店

所在地 笠岡市笠岡字大磯一〇六一一三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社エディオンWEST

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社デオデオ

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 友則 和寿

（変更後） 名称 株式会社エディオンWEST

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 株式会社デオデオ

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 友則 和寿

（変更後） 名称 株式会社エディオンWEST

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

4 変更年月日

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

平成二十一年十月一日

二 届出年月日

平成三十年四月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔三二九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 就任役員

就任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

石原 隆作

瀬戸内市邑久町箕輪一〇一

理事

〔二三〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二八―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中一七一―一―一チェーロセレーナB棟一〇一号室

横山 裕太

横山 奈美

三 許可番号

岡山県指令建指第三二五号

〔二三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二四―二一、六二四―三〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二〇〇九―二サンビレッジ早島A二〇二

鳥取 周作

鳥取 弘美

三 許可番号

岡山県指令建指第三五三号

〔二三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二二―三二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手四八四―一ビクイーストC一〇六

平田 寿之

平田 巳知子

三 許可番号

岡山県指令建指第三七一号

平成30年4月27日 岡山県公報 第11985号

〔二三三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 特定役務の名称

給与システム保守運用業務

二 契約期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局内部事務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年四月一日

五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

六 契約金額

六九、〇〇二、九二八円（うち消費税額及び地方消費税の額五、一一一、三二八円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十年四月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鶴川晃匠後援会	鶴川 知大	鶴川 厚子	備前市吉永町高田八一四	平成三〇・三・一
片山謙三後援会	片山 謙三	片山 謙三	勝田郡勝央町勝間田七七〇一二	〃 三・二九
市政に新しい風を吹かせる会	山田 雅徳	山田 恵	総社市中央三一二一〇五総社リトルハイツI棟一〇七号室	〃 三・二六
博 和 会	小倉 博	小倉 博	赤磐市穂崎八八八一四	〃 三・二八
「村上みつえと玉野市の住みやすさ改革を考える会」	村上 光江	松浦 麻利江	玉野市長尾一六〇九一六四	〃 三・二三
やぶうち靖後援会	杉原 正英	中崎 一志	備前市日生町日生二四七六一二	〃 三・一
山下みつる後援会	山下 満	山下 満	岡山市東区西大寺中野二〇一八	〃 三・一三
わかたび啓太後援会	松川 高清	若旅 悠	和気郡和気町日室三二七一一サンライズTE棟二〇一	〃 三・九

◎岡山県選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年四月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県自販連支部	梶谷俊介	代表者の氏名	梶谷俊介	山口洋之	平成三〇・二・一五

自由民主党総社市支部	小野泰弘	会計責任者の氏名	小野理英子	永田真一	〃 三・二三
------------	------	----------	-------	------	--------

民進党岡山県第1区総支部	難波奨二	主たる事務所の所在地	岡山市北区京町一三―五高田ビルF	岡山市中区円山一〇七	〃 三・一
--------------	------	------------	------------------	------------	-------

民進党岡山県第2区総支部	〃	〃	岡山市北区京町一三―五高田ビルF	岡山市中区円山一〇七	〃 〃
--------------	---	---	------------------	------------	-----

民進党岡山県第4区総支部	〃	〃	岡山市北区京町一三―五高田ビルF	岡山市中区円山一〇七	〃 〃
--------------	---	---	------------------	------------	-----

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

雨宮紘一後援会	雨宮直子	代表者の氏名	雨宮直子	岡浩二	平成三〇・一・二六
---------	------	--------	------	-----	-----------

石原和人後援会	鷹取宏尚	〃	鷹取宏尚	吉形史朗	〃 三・三
---------	------	---	------	------	-------

〃	〃	会計責任者の氏名	石原伊知郎	鷹取宏尚	〃 〃
---	---	----------	-------	------	-----

英和会	水田大助	主たる事務所の所在地	倉敷市浜ノ茶屋二一〇―一三	倉敷市中島二一六一	〃 三・三〇
-----	------	------------	---------------	-----------	--------

〃	〃	代表者の氏名	水田大助	菅野知昭	〃 〃
---	---	--------	------	------	-----

岡山県歯科技工士連盟	財前勝美	〃	財前勝美	難波秋広	〃 三・一三
------------	------	---	------	------	--------

岡山県水島民社協会	宮原俊友	〃	宮原俊友	秋山正浩	平成二九・一〇・一
-----------	------	---	------	------	-----------

岡山県酪農政治連盟備南支部	野住直人	主たる事務所の所在地	浅口市鴨方町鴨方二〇八五おかやま酪農業協同組合南支所備南事務所	宮原俊友	浅口市鴨方町鴨方二〇八五おかやま酪農業協同組合備南びほく事業所	〃	〃	四・一七
〃	〃	代表者の氏名	野住直人	吉本洋治	〃	〃	〃	〃
〃	〃	代表者の氏名	野住直人	吉本洋治	〃	〃	〃	〃
小倉ひろし後援会	生本純一	政治団体の名称	小倉ひろし後援会	小倉博後援会	〃	〃	〃	〃
〃	〃	代表者の氏名	生本純一	小倉美智恵	〃	〃	〃	〃
小倉弘行後援会	小倉弘行	会計責任者の氏名	大月理枝	矢吹清志	〃	〃	〃	〃
小野やすひろ後援会	芳谷敏裕	代表者の氏名	芳谷敏裕	橋本律江	〃	〃	〃	〃
〃	〃	代表者の氏名	小野理英子	永田真一	〃	〃	〃	〃
片岡聡一後援会	大角昭三	代表者の氏名	大角昭三	在間洋之	〃	〃	〃	〃
角口しゅんいちと次の時代の瀬戸内をつくる会	角口隼一	主たる事務所の所在地	瀬戸内市邑久町豊原一六七―一八	瀬戸内市長船町西須恵一八八三―一	〃	〃	〃	〃
雅友会	生田量一	会計責任者の氏名	野上要	奥江満春	〃	〃	〃	〃
楠木忠司後援会	妹尾勝是	代表者の氏名	妹尾勝是	吉田要	〃	〃	〃	〃
後楽会政治連盟	牧野雅美	会計責任者の氏名	有森正浩	影山昇	〃	〃	〃	〃
定本一友後援会	島田隆章	代表者の氏名	島田隆章	大原真一	〃	〃	〃	〃
さらなる高みへ飛躍おかやま	野上要	主たる事務所の所在地	岡山市北区東古松三―三―三三ウインクルム東古松B―V	岡山市北区西古松西町八一―一八	〃	〃	〃	〃
〃	〃	代表者の氏名	野上要	奥江満春	〃	〃	〃	〃
政治結社大日本一誠會	西山一成	会計責任者の氏名	西山一成	友久孝志	〃	〃	〃	〃
田口ただよし後援会	田口忠義	〃	鎌田幸輝	奥信明繁	〃	〃	〃	〃
21世紀の岡山を考える会	小野泰弘	〃	小野理英子	黒瀬範彦	〃	〃	〃	〃
備前市を元気にする会	藤原一義	主たる事務所の所在地	備前市日生町寒河三七六〇―一	備前市日生町日生二一八五	〃	〃	〃	〃

平原順二後援会	藤澤美芳	東原重雄	野崎公	平成二九・一二・二〇
三菱自工労組政治活動委	宮原俊友	宮原俊友	秋山正浩	〃 一〇・一
員会水島支部	〃	段上和英	宮原俊友	〃 〃
〃	〃	窪田功	船曳元子	平成三〇・三・五
みまさか・幸せづくりの	窪田功	〃	〃	〃
会	〃	〃	〃	〃
守井ひでたつ後援会	森本修作	備前市吉永町南方八五八―五	備前市吉永町南方一二三五一―二	〃 三・一一
	主たる事務所の所在地			

◎岡山県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年四月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

雨宮紘一後援会

雨宮直子

平成三〇・三・二七

あらき勝美後援会

山本勇

平成二九・一一・一

池田文治後援会

小野田泰千

平成三〇・三・二五

大内恒章後援会

徳山容

〃 二・一

大森一生を育てる会

横林勤

〃 三・二〇

岡山県住宅協政治連盟

藤野茂樹

〃 三・五

笹井愛子後援会

黒瀬博夫

平成二九・一二・三一

佐々木りよう後援会

中須賀稔

平成三〇・三・一五

佐藤みちこを育てる会

佐藤倫子

〃 三・一

新平沼赳夫佐伯後援会

山本稔

〃 二・二五

政治結社大日本一誠會

西山一成

平成五・八・三一

田口桂一郎後援会

杉本正彦

平成三〇・三・二八

長井孝介後援会

長井孝介

平成二九・四・一

守屋英志後援会

坪井悟

平成三〇・三・二〇

山村てるつぐ後援会

山村明嗣

〃 三・一三

◎岡山県選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成三十年四月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小倉 博	岡山県議会議員	博 和 会	赤磐市穂崎八八―四	平成三〇・三・二八
山下 満	岡山県議会議員	山下みつる後援会	岡山市東区西大寺中野二〇―八	〃 三・一〇

◎岡山県選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、平成三十年四月三日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

平成三十年四月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

青山けい後援会

青山 慶

青山 慶

美作市英田青野九一六一

小林一郎後援会

戸取 正憲

小林 一郎

岡山市東区瀬戸町二日市二七六一四

TRY21

中山 重夫

原 一行

真庭市上水田六二二〇

平井弘明後援会

永原 千秋

平井 史隆

倉敷市玉島一〇一〇二

松岡敏之後援会

松岡 敏之

小林 義宏

高梁市奥万田町三七八〇一〇二

山崎親男後援会

武田 正彦

植木 卓

苫田郡鏡野町中谷三八七一

山畑滝男後援会

山畑 滝男

高木 靖彦

倉敷市倉敷ハイツ一三十三

◎岡山県公安委員会告示第六十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の 種別及び級	試験 区分	実施期日	時 間	場 所
	交通誘導警 備業務（一 級） 学科 試験	平成三十年八 月十日（金曜 日）	午前九時から午 前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一― 二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技 試験	平成三十年九 月一日（土曜 日）	午前十時から午 後五時まで	岡山市北区御津中山四四四 ―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十年六月二十五日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第六十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験	実施期日	時間	場所
	区分			
交通誘導警備業務（二級）	学科試験	平成三十年八月十日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成三十年九月八日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成三十年六月二十五日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。